平成２２年（フ）第８０１５号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番９―502号
債務者　橋本　弘法
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６号
岡山市北区津高183―21　リバーサイド幸和202、住民票上の住所大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴイラ103号室
債務者　睦工藝社こと　鮓谷　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４００号
広島市安佐南区川内１丁目22番29　ダイヤパレス川内101　アドレックスエスプリ内、住民票上の住所広島市南区旭１丁目３番48号
債務者　貫地谷　隆
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９８号
大阪市淀川区新高３丁目10―８―303号、住民票上の住所広島県廿日市市阿品台西４番20―204号
債務者　柳川　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００号
愛媛県松山市清住２丁目1095番地１　エンブリオ501号
債務者　山口　幸男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８９号
愛媛県松山市北梅本町甲3301番地４
債務者　伊豆田豊文
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３０号
愛媛県松山市北久米町153番地　久米団地３棟13号
債務者　片岡　　均
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
福岡県大牟田市大字手鎌1281番地２
債務者　山本　三男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１７９号
沖縄県沖縄市明道１丁目２番15号、住民票上の住所沖縄県うるま市字赤道1058番地19
債務者　當山　清繁
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８２号
鹿児島県姶良市西餅田1777番地219
債務者　加納タヱ子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田237番地
債務者　高橋　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１６９号
山形県東置賜郡川西町大字吉田5539番地２
債務者　田畑加代子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７１号
山形県長井市五十川1166番地４
債務者　小松美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７２号
山形県米沢市塩井町塩野2949番地の３
債務者　平田　秀二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７３号
山形県米沢市塩井町塩野2949番地の３
債務者　平田　保子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７７号
山形県米沢市大町１丁目４番33号
債務者　高山　　孝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７８号
山形県米沢市大町１丁目４番33号
債務者　高山　好子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所米沢支部